

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県婦人更生資金貸付規則の一部を改正する規則  
◇告 示 保険医の登録

入会林野整備計画の認可

土地改良区の解散

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

土地改良事業の認可

都市計画の変更に係る案の縦覧(二件)

公有水面の埋立ての免許

◇公 告 林業改良指導員資格試験の合格者

鳥取県職員採用上級・初級試験の実施

鳥取県職員(交通巡視員)採用試験の実施

## 規 則

### 鳥取県規則第八号

鳥取県婦人更生資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県婦人更生資金貸付規則(昭和三十三年五月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表を次のように改める。

更生資金の種類	貸付限度額	償還期間	据置期間	備 考
生業資金	二〇〇、〇〇〇円	六年以内	一年以内	特に必要と認められる場合は、四〇〇、〇〇〇円まで貸し付けることができる。
支度資金	三〇、〇〇〇円	六年以内	六月以内	
技能習得資金	月三、〇〇〇円	六年以内	六月以内	
生活資金	月一、〇〇〇円	六年以内	六月以内	1 貸付けの期間は、六月をこえないものとする。 ただし、特に必要と認められる場合は、三年まで延長することができる。 2 据置期間の始期は、最終貸付けを受けた日とする。
転宅資金	一八、〇〇〇円	三年以内	六月以内	

鳥取県婦人更生資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 鳥取県告示第六十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十八年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
春 木 伸 二	鳥医第一、七五一号	昭和四十八年二月二十一日

## 鳥取県告示第六十五号

岩美郡岩美町長谷長谷入会林野整備組合組合長松本益蔵から申請のあった長谷（左近田外三五筆）入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十八年二月二十八日認可したので、

同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第六十六号

江津土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第六十七号

昭和四十八年二月十二日付で八東町長から申請のあった土地改良（富枝地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四十八年三月七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十八号

昭和四十八年一月二十七日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（赤松地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年三月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十九号

倉吉市長から申請のあつた市宮土地改良（黒谷地区農業用排水）事業

は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年二月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画公園を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十八年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画を変更する土地の区域

第六・五・二号 竜ヶ山公園

追加する部分

境港市小篠津町字棧及び字西砂

削除する部分

境港市渡町字大沢並びに小篠津町字柳川字柳川灘及び字竜ヶ灘

変更する部分

境港市渡町字屋敷跡及び字西柳川並びに小篠津町字柳川頭及び字竜ヶ灘

ケ山

二 都市計画の案の縦覧場所

境港市上道町一、六〇〇

境港市役所

三 縦覧期間

昭和四十八年三月六日から昭和四十八年三月十九日まで

鳥取県告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、気高都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十八年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画を変更する土地の区域

三・三・一号 浜村船磯海岸線

変更する都分

気高郡気高町大字八束水字短尾

二 都市計画の案の縦覧場所

気高郡気高町大字浜村二八二番一

気高町役場

三 縦覧期間

昭和四十八年三月六日から昭和四十八年三月十九日まで

鳥取県告示第七十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十八年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 免許の日

昭和四十八年二月二十二日

二 免許を受けた者

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県

三 埋立ての場所及び面積

米子市旗ヶ崎一二三三番の一地先から同市安部三三〇番の二地先まで

三九六、一四八平方メートル

四 埋立ての目的

工業用地の造成のため

五 埋立工事の期限

昭和五十一年三月三十一日

# 公 告

昭和48年2月9日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和48年3月6日

鳥取県知事 石 破 二 朗

寺 坂 安 雄 有 田 寿 行

昭和47年度鳥取県職員採用上級・初級試験の実施について、次のとおり  
 公告する。

昭和48年3月6日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
上級	林業	知事の事務部に勤務し、それぞれの試験区分に応じた専門的業務に従事します。
	土木	
初級	一般事務 B	知事又は県警察の事務部に勤務し、調査、対外折衝等の女子を充てるにはふさわしくない一般事務又は業務に従事します。

## 2 受験資格

### (1) 学歴

試験区分	学 歴
上 級	学歴は問いませんが、大学卒業程度の学力を必要とします。
初 級	学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

### (2) 年齢及び性別

試験区分	年 齢 及 び 性 別
上 級	昭和20年4月2日から昭和26年4月1日までに生まれた者で、男子に限ります。
初 級	昭和24年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた者で、男子に限ります。

### (3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主

張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方法

上級試験については教養試験及び専門試験を大学卒業程度において初級試験については教養試験及び作文試験を高等学校卒業程度において、また、すべての試験区分について適性検査を次の方法により実施します。

ア 教養試験 公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式により行ないます。

イ 専門試験 試験区分に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて、択一式及び記述式により行ないます。なお、出題分野は、次のとおりです。

試験区分	分野
上級	林業 林業政策・森林経理・造林・森林利用・木材工芸・林産製造・森林工学
	土木 数学・力学・水理学、測量、土木材料、土木施工、河川、港湾、道路、橋梁、土質、都市計画、上・下水道、発電水力

ウ 作文試験 主として文章による表現力、まとめ方等について試験を行ないます。

エ 適性検査 公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について、検査を行ないます。

(2) 試験日時及び試験場

試験日	試験地	試験場
昭和48年4月8日(日) 受付 午前8時10分から8時35分まで 試験開始 8時45分から	鳥取市	鳥取市東町2丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校
	米子市	米子市錦町1丁目103 鳥取県立米子西高等学校

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法 試験区分ごとに教養試験、専門試験、作文試験及び適性検査の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験、専門試験、作文試験及び適性検査のうち、いずれかが一定の合格基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発表 昭和48年4月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験 個別面接による試験を行ないます。

イ 身体検査 職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

(2) 試験日時及び試験場

昭和48年5月上旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

6 最終合格者の発表

昭和48年5月中旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登録されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間とします。

(3) 給与は、原則として下表のとおりの給料月額が支給され、その後は定期に昇給します。

試験区分	給料月額
上級	45,300円
初級	37,500円

(注) 初級試験合格者のうち、大学卒の者の初任給は、43,400円となり  
なります。

また、上記給与のほか扶養手当(配偶者2,400円、子のうち2人まで800円(配偶者を欠く職員の18才未満の子のうち1人1,600円)、その他400円)、期末、勤勉手当(1年間に給料月額等の約4.8月分)、通勤手当(最高6,000円)、住居手当(最高3,000円)、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局で交付します。郵便で申込書を請求する際は、封筒の表に「上(初)級請求」と朱書し、あて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 申込方法

受験申込書に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「上(初)級受験」と朱書してください。なお、受験票は、後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、10円切手をはってください。

(3) 受付期間

昭和48年3月10日(土)から昭和48年3月31日(土)まで受け付けます。郵便による場合は、3月31日(土)までの消印のあるものに限って受け付けます。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゅうぶんに注意してください。このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。

9 その他

この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

昭和47年度鳥取県職員（交通巡視員）採用試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和48年3月6日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

この試験は、倉吉警察署又は米子警察署に勤務する鳥取県職員（交通巡視員）の採用試験です。

- 1 採用予定人員 3名
- 2 職務内容

歩行者の通行の安全の確保、停車又は駐車等の規制の励行及び道路における交通の安全と円滑にかかるその他の指導に関する事務を行います。

3 受験資格

- (1) 学歴 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。
- (2) 年齢及び性別 昭和20年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた男子に限ります。
- (3) 受験できない者 次のアからエまでのいずれかに該当する者は、受験できません。
  - ア 日本の国籍を有しない者
  - イ 禁治産者及び準禁治産者
  - ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年

を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 第1次試験

(1) 方法

ア 教養試験 公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行ないます。

イ 作文試験 主として文章による表現力、まとめ方等について、試験を行ないます。

ウ 適性検査 公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について、検査を行ないます。

エ 身体検査 公務員の職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて検査を行ないます。なお、検査には、次のような基準があります。

検査項目	基 準
身長	160cm以上であること。
体重	47kg以上であること。
胸 囲	78cm以上であること。
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上できよう正視力が1.0以上であること。
弁 色 力	完全であること。



聴 力	完全であること。
そ の 他	身体に奇型その他の異常がないこと。

(2) 試験日時及び試験場

試 験 日 時	試 験 地	試 験 場
昭和48年4月8日(日) 受付 午前8時10分から8時35分まで 試験開始 8時45分から	鳥取市	鳥取市東町2丁目112
	米子市	鳥取県立鳥取西高等学校 米子市錦町1丁目103 鳥取県立米子西高等学校

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法

教養試験、作文試験、適性検査及び身体検査の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験、作文試験、適性検査及び身体検査のうち、いずれかが一定の基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発表

昭和48年4月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

5 第2次試験

第2次試験は、第1次試験合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験 個別面接による試験を行ないます。

イ 身体精密検査 腹部疾患の有無に重点を置いて職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

(2) 試験日時及び試験場

昭和48年5月上旬に鳥取市において行ないますが、詳細については、第1次試験合格者に通知します。

6 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

7 最終合格者の発表

昭和48年5月中旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登録されたうえ、鳥取県警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間とします。

(3) 採用決定後は、鳥取県交通巡視員に任命され、一定期間の教育を受けたのち、倉吉警察署又は米子警察署に配置されます。

(4) 給与は原則として下表のとおり給料月額が支給され、その後は定額に昇給します。

学 歴	給 料 月 額
大 学 卒	43,400円
短 大 卒	39,900円
高 校 卒	37,500円

また、上記給与のほかは諸手当として扶養手当（配偶者2,400円、子のうち2人まで800円（配偶者を欠く職員の18才未満の子のうち1人1,600円）、その他400円）、期末、勤勉手当（1年間に給料月額等の約4.8月分）、通勤手当（最高6,000円）、住居手当（最高3,000円）、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。そのほか、制服その他必要な被服も貸与されます。

#### 9 受験手続及び受付期間

##### (1) 受験申込書の請求

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所で交付します。郵便で申込書を請求する際は、封筒の表に「巡視員請求」と朱書きし、あて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

##### (2) 申込方法

受験申込書に必要な事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「巡視員受験申込」と朱書きしてください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番を記入し、10円切手をはってください。

##### (3) 受付期間 昭和48年3月10日（土）から昭和48年3月31日（土）まで受け付けます。郵便による場合は、3月31日（土）までの消印のあるもの限り受け付けます。

##### (4) その他

申込書記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがあり

ますから、受験手続にはじゆうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。

##### 10 その他

この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

## 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方および新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

# 鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで、鳥取県公報を 部 購

読したので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、  
及び代表者名、  
団体名)

鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】

